

## 特区の動きについて

特区担当（本部事務局）

### 1. 国家戦略特区の最近の動き

8月31日に「国家戦略特別区域会議」が開催され、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）について、区域計画に追加される規制改革事項等が取りまとめられ、9月9日付けで内閣総理大臣から認定を受けた。

#### 【「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項】

■都市公園占用保育所等施設設置事業（都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例）

- ① 社会福祉法人あけぼの会が、豊中市立羽鷹池公園（大阪府豊中市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 10 月設置】
- ② 株式会社セリオが、豊中市立ふれあい緑地（大阪府豊中市）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 29 年 10 月設置】

### 2. 関西イノベーション国際戦略総合特区の状況（平成 23 年 12 月指定）

○指定区域：京都府・大阪府・兵庫県・京都市・大阪市・神戸市の 9 地区

○これまでの成果 認定案件：合計 92 件（全国 7 国際戦略総合特区のなかで最多）

⇒ライフサイエンス、グリーン分野におけるイノベーション創出

#### 【規制緩和】（2 件）

- ・ 関空における薬監証明手続きの電子化  
⇒国内未承認の医薬品等を輸入する際に必要となる証明の電子化による発行時間短縮。
- ・ 旧「私のしごと館」に関する国有財産法等の特例（無償譲渡）  
⇒平成 27 年 4 月：けいはんなオープンイノベーションセンターの供用開始

#### 【税制・金融支援】設備投資による法人税軽減（4 4 件）、利子補給金制度の活用（1 2 件）

⇒医薬品や蓄電池等に関する研究開発、産業拠点への集積促進。

#### 【財政支援】（3 4 件）

⇒平成 25 年 10 月：PMDA 関西支部の設置。関西における薬事相談の実現 等

#### 【今後の動き】

平成 28 年度が現計画の最終年度となっていることから、「関西国際戦略総合特別区域地域協議会事務局」（関西広域連合、関西経済連合会で構成）において、平成 29 年度以降の計画更新に向けた協議を行うとともに、引き続き、現在の地域協議会予算を有効活用し、特区事業の推進・PRに努めていく。